

赤十字Q&A

- Q1 日本赤十字社の「社員」って何？
- Q2 社員になると何か特典がありますか？
- Q3 「社資」という言葉を聞きますが、どういうことですか？
- Q4 社資はどのように使われているのですか？
- Q5 赤十字の運営費は、国や県などの補助金はないと聞いていますが？
- Q6 赤十字事業に対し、なぜ地方公共団体や自治会が協力するのでしょうか？

Q1 日本赤十字社の「社員」って何？

日本赤十字社は、日本赤十字社法に基づいて設置された認可法人です。日本赤十字社法第4条に、「日本赤十字社は社員をもって組織する。」と規定されております。

普通「社員」というと、株式会社などの「社員」が頭に浮かびますが、日本赤十字社の「社員」はこれとはまったく異なり、日本赤十字社を組織する構成員のことです。「社員」は人種、国籍、信条、性別、社会的身分、または門地によって差別されることなく、誰でも「社員」になることができますし、みな平等です。なお、「社員」には個人のほかに法人も「社員」になることができますことになっております。

日本赤十字社は、「社員」で組織されており、社員の方から納めていただく社資が活動資源となっておりますので、赤十字の趣旨や事業をご理解いただいたうえで、「社員」になっていただき、その輪が広がっていくことこそが、人道的事業推進の最大のカギとなるわけです。

Q2 社員になると何か特典がありますか？

日本赤十字社は、日本赤十字社法で「社員を持って組織する（第4条）」と定められている法人です。したがって、社員への加入は日本赤十字社の構成員になるということでもあります。

社員の加入には特典等はありませんが、社費を納入し赤十字の一員になっていただくことが、赤十字が掲げる「人道」に基づき、救援活動や救護活動など幅広い赤十字活動を推進する社会貢献の諸活動に赤十字を通して参加されるこ

とつながります。

一人でも多くの方に社員となって赤十字活動の推進にご協力くださるようお願いいたします。

Q3 「社資」という言葉を聞きますが、どういうことですか？

日本赤十字社の主な財源は、「社員」として納めていただく、年額 500 円以上の「社費」と赤十字活動に賛同し、ご協力いただく「寄付金」を併せて「社資」と呼んでいます。

社資については、社費・寄付金のどちらをご協力いただいても構いませんが、継続的なご協力をお願いしております。

Q4 社資はどのように使われているのですか？

赤十字は、国際的な組織であり、日本赤十字社では、国際赤十字の有力な一員として、世界各地における難民救援をはじめ数々の海外救援を実施しております。

また、国内においても国の指定する防災機関として地震・水害などの大災害が発生した際の医療救護活動を実施し、また、医療事業・看護師等養成事業・血液事業・救急法等の講習・赤十字活動とボランティアの拡充等々、国民の福祉推進のため有益な仕事をしております。

このような事業を行うための資金のほとんどは、社資によって賄われております。

Q5 赤十字の運営費は、国や県などの補助金はないと聞いていますが？

日本赤十字は、独立して人道公平の原則によって活動しなければならないために、一般の方々のご協力による「社資」によって賄われており、国や県、市町村の諸施策にそって行われる特定の受託事業に対しての、国や地方公共団体からの補助金等の交付のほかは、公費の補助はありません。

したがって、赤十字事業を円滑、かつ協力にすすめるためには、社資の増収ということが大きな要素であります。

Q6 赤十字事業に対し、なぜ地方公共団体や自治会が協力するのでしょうか？

日本赤十字社の業務は、単に日本赤十字社自身の力によるだけのものではなく、多くの関係者のご理解のもと、奉仕的協力によって遂行されています。とりわけ、事業の推進については、市町村の多大な援助・協力がなくしては成し得ません。

また赤十字の活動は、各地域で実施されることから、地域の方々に支えていただけるようご協力をお願いしています。災害等が発生すると、都道府県・市町村、地域住民の方々と協力し、救護活動を展開するほか、社会福祉活動やボランティア活動など、地域に根ざした活動についても、地域と密接なつながりを有しています。

活動を行うための資金をお願いするにあたり、自治会・町内会のご協力をいただいています。職員が戸別に訪問させていただくことが困難なこともあり、自治会・町内会の方々にご協力をお願いしております。